

**<JIS マーク表示制度に関する解釈集>**

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

**鉄鋼・非鉄金属⑥ JIS Q 1013 の対象 JIS の製造の認証に、同じ JIS の認証を既に受けている工場又は事業場を「外注工場」として追加する場合の現地調査と製品試験の内容に関する取り扱い**

2011 年 7 月 27 日  
JIS 登録認証機関協議会

**設 問**：製造の認証に、同じ JIS の認証（種類記号その他該当するすべての認証範囲が同じ又は包含されている認証）を既に受けている工場又は事業場を、表示工程以外の工程を外注工場として追加する場合があります。その場合の臨時審査（現地調査及び製品試験）は、どのような事項が対象となるのか。特に、審査内容の低減化の観点から提示していただきたい。

**解 釈**：同じ JIS の認証を受けている「工場又は事業場」を外注工場として追加する場合は、以下のケースに従って現地調査及び製品試験の必要な事項を行う。

**1. 現地調査の内容**

**<ケース A>外注工場が、追加先の工場又は事業場の認証と同じ登録認証機関（以下、「CB」という）から対象 JIS の認証を受けている場合**

外注工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
外注工場が認証取得者法人の工場ではない場合	外注工場が認証取得者法人の工場である場合
<p><u>(1) 外注委託に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合</u> 該当する工場に対する認証維持工場審査を現地調査により行う。</p> <p>【注記】現地調査を行う場合の例 外注委託に付随して、認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査、委託／受託に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む）又はその組合せが生じる場合</p>	同 左

外注工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
外注工場が認証取得者法人の工場ではない場合	外注工場が 認証取得者 法人の工場 である場合
<p>(2) <u>認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査、委託／受託に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む）又はその組合せが生じる場合</u></p> <p>① <u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要設備の工程（以下、「重要工程」という）にあたる場合等</u></p> <p>CB が、該当する工場の認証以降の生産実績による品質（教育訓練の有効性評価を含む）及び従来審査に基づく操業上の重要な管理因子の安定度を考慮した結果、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、現地調査による現認を要すると判断した場合にのみ、当該重要工程の現地調査を行う。</p> <p>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める準重要設備の工程（以下、「準重要工程」という）にあたる場合も、同様とする。</p> <p>② <u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要工程又は準重要工程のいずれにもあたらない他工程の場合</u></p> <p>CB が当該他工程の数と内容を総合的に考慮した結果、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより現地調査を行うべき固有の必要性が生じると判断した場合以外は、当該他工程に対する現地調査は行わない。</p>	同 左

<ケースB>外注工場が、追加先の工場又は事業場の認証と異なる CB から対象 JIS の認証を受けている場合

外注工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
外注工場が認証取得者法人の工場ではない場合	外注工場が認証取得者法人の工場である場合
<p>(1) <u>外注委託に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合</u></p> <p>1. の&lt;ケースA&gt;の(1)と同じ</p> <p>(2) <u>認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件(工程、設備、試験・検査、委託／受託に伴う識別や記号等の読替え、及び適合性承認・出荷承認のための情報授受の仕組み等を含む)又はその組合せが生じる場合</u></p> <p><u>①新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要設備の工程(以下、「重要工程」という)にあたる場合等</u></p> <p>1) 該当する工場が認証取得者の CB の認証を受けている場合：1. の&lt;ケースA&gt;の(2)の①と同じ</p> <p>2) 該当する工場が認証取得者の CB の認証を受けていない場合：当該重要工程の現地調査を行う。</p> <p>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める準重要設備の工程(以下、「準重要工程」という)にあたる場合も、同様とする。</p> <p><u>②新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要工程又は準重要工程のいずれにもあたらない他工程の場合</u></p> <p>1) 該当する工場が認証取得者の CB の認証を受けている場合：1. の&lt;ケースA&gt;の(2)の②と同じ</p> <p>2) 該当する工場が認証取得者の CB の認証を受けていない場合：認証取得者の CB が、1. の&lt;ケースA&gt;の(2)の②に従って対応する。</p>	同 左

## 2. 製品試験の内容

<ケースA> 外注工場が、追加先の工場又は事業場の認証と同じ CB から対象 JIS の認証を受けている場合

外注工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
外注工場が認証取得者法人の工場ではない場合	外注工場が認証取得者法人の工場である場合
<p>(1) <u>委託に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合</u> 該当する工場に対する認証維持製品試験を行う。</p> <p>【注記】製品試験を行う場合の例 外注委託に付随して、認証取得者が受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査等を含む）又はその組合せが生じる場合で、認証取得者の CB が、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、製品試験による確認を要すると判断したとき</p> <p>(2) <u>認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査等を含む）又はその組合せが生じる場合</u></p> <p>① <u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要設備の工程（以下、「重要工程」という）にあたる場合等</u> CB が、該当する工場の認証以降の生産実績による品質（教育訓練の有効性評価を含む）及び従来審査に基づく操業上の重要な管理因子の安定度を考慮した結果、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、製品試験による確認を要すると判断した場合にのみ、製品試験を行う。</p> <p>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める準重要設備の工程（以下、「準重要工程」という）にあたる場合も、同様とする。</p> <p>② <u>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要工程又は準重要工程のいずれにもあたらない他工程の場合</u> CB が当該他工程の数と内容を総合的に考慮した結果、JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより製品試験を行うべき固有の必要性が生じると判断した場合以外は、当該他工程に対する製品試験は行わない。</p>	同 左

＜ケースB＞外注工場が、追加先の工場又は事業場の認証と異なる CB から対象 JIS の認証を受けている場合

外注工場の、追加先の認証取得者法人との関係	
外注工場が認証取得者法人の工場ではない場合	外注工場が 認証取得者 法人の工場 である場合
<p>(1) <u>委託に付随して、JIS に適合しなくなる恐れが新たに生じる場合</u></p> <p>2. の＜ケースA＞の(1)と同じ</p> <p>(2) <u>認証取得者の工場又は／及び外注工場において、当該工場が受けている認証の範囲内又は／及び品質管理体制の範囲内ながら、新たな品質・生産条件（工程、設備、試験・検査等を含む）又はその組合せが生じる場合</u></p> <p><u>①新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要設備の工程（以下、「重要工程」という）にあたる場合等</u></p> <p>1) 該当する工場が認証取得者の CB の認証を受けている場合：2. の＜ケースA＞の(2)の①と同じ</p> <p>2) 該当する工場が認証取得者の CB の認証を受けていない場合：当該重要工程が適用される製品の製品試験を行う。</p> <p>新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める準重要設備の工程（以下、「準重要工程」という）にあたる場合も、同様とする。</p> <p><u>②新たな品質・生産条件又はその組合せが、JIS Q 1013 に定める重要工程又は準重要工程のいずれにもあたらない他工程の場合</u></p> <p>1) 該当する工場が認証取得者の CB の認証を受けている場合：2. の＜ケースA＞の(2)の②と同じ</p> <p>2) 該当する工場が認証取得者の CB の認証を受けていない場合：認証取得者の CB が、2. の＜ケースA＞の(2)の②に従って対応する。</p>	同 左

以 上